

令和7年5月21日

(公社) 静岡県建築士会西部ブロック各位

浜松市長 中野 祐介
(建築行政課扱い)

狭い道路の拡幅整備事業（寄附申請）の業務委託発注について

日頃より、建築行政に対する御理解、御協力を賜り、ありがとうございます。

さて、浜松市では建築確認申請等に先立ち「狭い道路の拡幅整備事業」の対象物件については、条例の規定により事前協議が義務付けられております。

この事前協議申請において、道路後退用地の市への寄附を選択された場合には、それを受けて浜松市が用地測量等の業務委託を発注しておりますが、寄附需要の高まりに伴い、新たに申請された寄附案件を年度内に完結させるためのスケジュール調整が必要な状況となりました。

つきましては、事前協議申請書の受付については従来通り行いますが、寄附申請に伴う業務委託の発注は、令和7年6月30日(月)受付分までを区切りとして、それ以降の発注は年度内の進捗を確認しつつ都度調整させていただきます。

(既に境界確定がなされている案件につきましては、令和7年7月31日(木)受付分までとします)

なお、事業における寄附申請への推奨は、今後も継続していただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、御不明な点等がございましたら、下記、連絡先までお願いいたします。

連絡先：建築行政課

TEL 053-457-2474

(遊佐)